

# 無線 IP 接続サービス卸契約約款

令和2年1月1日版

ソフトバンク株式会社

## 目 次

### 第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 個別契約書
- 第4条 用語の定義
- 第5条 法令に定めがある事項

### 第2章 提供区域

- 第6条 提供区域

### 第3章 契約

- 第7条 契約申込者の条件
- 第8条 サービス提供上の制限
- 第9条 契約申込の方法
- 第10条 契約申込の承諾
- 第11条 無線IP接続契約の満了等
- 第12条 接続回線の変更
- 第13条 契約者回線の追加又は廃止
- 第14条 契約者回線の共用
- 第15条 電話番号
- 第16条 アクセス番号等
- 第17条 設備構成等の協議
- 第18条 利用権の譲渡
- 第19条 契約者の氏名等の変更の届出
- 第20条 契約者が行う契約の解除
- 第21条 当社が行なう契約の解除

### 第4章 サービスの利用

- 第22条 通信
- 第23条 通信利用の制限
- 第23条の2 付加機能の提供
- 第24条 修理又は復旧
- 第25条 利用中止
- 第26条 利用停止

### 第5章 料金等

- 第27条 料金
- 第28条 基本使用料の支払義務
- 第28条の2 付加機能使用料の利用料の支払い義務
- 第28条の3 ユニバーサルサービス制度に基づく負担に係る料金の支払義務
- 第29条 設定変更料の支払義務
- 第30条 延滞利息

### 第6章 損害賠償

- 第31条 責任の制限

### 第7章 雑則

- 第32条 自営端末設備の接続
- 第33条 契約者の切分責任
- 第34条 削除
- 第35条 承諾の限界
- 第36条 秘密の保持
- 第37条 管轄裁判所

料金表

附則

## 第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、無線 IP 接続サービス卸契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより無線 IP 接続サービスを卸電気通信役務として提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(個別契約書)

第3条 当社は、当社及び契約者が合意するときは、当社と契約者との間で個別契約書を締結し、この約款と合わせて適用します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 無線 IP 接続サービス	当社が、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に、当社が割り当てた電話番号の中から契約の申込者が指定する電話番号の電気通信回線を設定して、契約の申込者が指定する電気通信回線との間のインターネットプロトコルに準拠する通信のために提供する電気通信役務
2 無線 IP 接続契約	当社から無線 IP 接続サービスの提供を受けるための契約
3 契約者	当社と無線 IP 接続契約を締結している者
4 移動無線装置	当社の無線基地局設備と通信する機能を有し、陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。）において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
5 契約者回線	無線 IP 接続契約に基づいて、当社の無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
6 接続回線	無線 IP 接続契約の申込者が指定する無線 IP 接続サービスの利用に係る電気通信回線
7 アクセス番号	契約者回線から接続回線への通信の発信のために用いる電気通信番号
8 他社契約者回線	協定事業者の電気通信役務の提供を受けるための契約に基づいて、協定事業者の交換設備と契約の申込者又は協定事業者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
9 相互接続協定	電気通信事業者が電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づき他の電気通信事業者と電気通信設備の接続に関し締結する協定
10 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
11 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

2 前項の規定によるほか、この約款において使用する用語は、事業法において使用する用語の例によります。

(法令に定めがある事項)

第5条 無線 IP 接続サービスの提供に当たり法令に定めがある事項は、その定めるところに

よります。

## 第2章 提供区域

(提供区域)

第6条 無線IP接続サービスの提供区域は、当社が別に定めるところによります。

2 前項の提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところ等では無線IP接続サービスを利用できないこと（通信速度の低下を含みます。）があります。

## 第3章 契約

(契約申込者の条件)

第7条 無線IP接続契約の申込みをすることができる者は、電気通信事業者であって次の者に限ります。

- (1) 接続回線として他社契約者回線を指定するときは、その他社契約者回線に係る電気通信役務の提供を受けるための契約をその協定事業者と締結している者
- (2) 接続回線としてその契約の申込者の設置する電気通信回線を指定するときは、その電気通信回線と当社の電気通信設備の接続のために必要な相互接続協定を当社及びその接続に関係する他の協定事業者と締結している者

(他の電気通信事業者へのサービス提供)

第8条 契約者は、無線IP接続サービスを利用して提供する電気通信役務（以下「契約者提供サービス」といいます。）を他の電気通信事業者に提供しようとするときは、事前に当社と協議していただきます。

ただし、他の電気通信事業者が自己の業務の用に利用するときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、契約者は、契約者提供サービスの提供を受けようとする電気通信事業者が契約者提供サービスを利用して提供する電気通信役務の需要見込その他の当社の電気通信回線設備の保持上参考となる資料を提出するものとします。

(契約申込の方法)

第9条 当社は、1の電気通信事業者ごとに1の無線IP接続契約を締結します。

2 無線IP接続契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を提出していただきます。

3 前項の契約申込書には、契約者提供サービスの需要見込その他の当社の電気通信回線設備の保持上参考となる資料を添付していただきます。

4 無線IP接続契約の申込みをするときは、併せて、料金表に規定する料金区別を選択するものとします。

(契約申込の承諾)

第10条 当社は、無線IP接続契約の申込みがあった場合において通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当し、または該当すると認めるときは、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者提供サービスの需要見込等からみて当社の電気通信回線設備の保持が困難となるおそれがあるとき。
- (2) 無線IP接続契約の申込みをした者が、無線IP接続サービスに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務遂行上支障があるとき。

(無線IP接続契約の満了等)

第11条 無線IP接続契約は、同契約に基づいて当社が無線IP接続サービスの提供を開始した日（第18条に基づく無線IP接続利用権の譲渡があったときは、譲渡前においてサービスの提供が開始された日を指し、契約の更新があったときは、更新があった

日を指します。以下「開始日」といいます。) から1年が経過することとなる日の属する月の末日(以下「満了日」といいます。)をもって満了するものとします(以下、開始日から満了日までの期間を「契約期間」といいます。)

- 2 契約者は、契約期間内に無線 IP 接続契約の解除、接続回線の変更(通信速度の変更を含みます。以下同じとします。)があったときは、次に規定する額を当社が指定する期日までに一括して支払っていただきます。なお、次に規定する額については、無線 IP 接続契約の解除又は接続回線の変更のあった日の属する月の接続回線対応料金の料金額に基づいて算定するものとします。

(1) 無線 IP 接続契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する接続回線対応料金の相当する額

(2) 接続回線の変更があった場合は、変更前の接続回線対応料金の額から変更後の接続回線対応料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じた額

- 3 前項の支払いを行った者が、契約期間の残余の期間内に再び無線 IP 接続契約の締結又は接続回線の変更を行ったときは、新たに締結した無線 IP 接続契約又は接続回線変更後の無線 IP 接続契約に基づき前項の残余の期間内に支払うべき接続回線対応料金の額から、前項の規定により支払った額(支払うべき額が支払った額未満のときはその支払うべき額)を控除するものとします。

(接続回線の変更)

第12条 契約者は、その無線 IP 接続契約に係る接続回線の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求(通信速度が増加するものに限り)があったときは、第10条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の追加又は廃止)

第13条 契約者は、その無線 IP 接続契約に係る契約者回線の追加又は廃止の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の追加の請求があったときは、第10条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

- 3 当社は、契約者回線から当社が別に定める期間内において1回も発呼信号が送出されないときは、その契約者回線は廃止します。

ただし、契約者(次条に規定する契約者回線の共用をしている者を含みます。)から契約者回線の継続利用の請求があったときは、契約者回線の廃止に関して当該期間の末日に発呼信号が送出されたものとみなして取り扱います。

(契約者回線の共用)

第14条 契約者は、契約者回線の共用(その無線 IP 接続契約に係る接続回線との間の通信に他の無線 IP 接続契約に係る契約者回線を利用することをいいます。)ができます。

ただし、その契約者回線に係る契約者がその利用を拒むときは、この限りではありません。

(電話番号)

第15条 契約者回線に係る電話番号は、無線 IP 接続契約申込又は契約者回線の追加の請求の承諾時に当社が契約者に割り当てた電話番号の中から契約者が指定し、移動無線装置へ登録していただきます。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、その電話番号を変更することがあります。

- 3 当社は、前項の変更をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(アクセス番号等)

第16条 当社は、無線 IP 接続契約申込の承諾時に、当社が別に定める数の範囲内においてアクセス番号を付与します。

- 2 当社は、契約者から請求があったときは、前項の数の範囲内において、アクセス番号の追加又は廃止を行います。

- 3 前条(電話番号)第2項及び第3項の規定は、アクセス番号について準用します。

(設備構成等の協議)

第 17 条 当社は、契約者から請求があった場合であって当社の業務の遂行上支障がないときは、契約者と協議のうえ、当社の電気通信設備を通常の設定構成等とは異なる設備構成等に変更して無線 IP 接続サービスを提供します。

(利用権の譲渡)

第 18 条 無線 IP 接続契約に基づいて無線 IP 接続サービスの提供を受ける権利（以下「無線 IP 接続利用権」といいます。）の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により請求していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、無線 IP 接続利用権を譲り受けようとする者が無線 IP 接続サービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認める場合、その他当社の業務の遂行上支障があると認める場合を除き、これを承認します。
- 3 無線 IP 接続利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第 19 条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、当社所定の書面により速やかに届け出ていただきます。

- 2 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかに届け出ていただきます。

(契約者が行う契約の解除)

第 20 条 契約者は、無線 IP 接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の書面により通知していただきます。

- 2 契約者は、当社が無線 IP 接続サービスの提供を開始する前にその無線 IP 接続契約を解除するときは、その解除があったときまでに行った電気通信設備の建設工事の部分についてそれに要した費用及び原状回復に要する費用を当社が指定する期日までに支払っていただきます。この場合において、支払いを要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(当社が行う契約の解除)

第 21 条 当社は、契約者が第 26 条（利用停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認めるときは、その無線 IP 接続契約を解除することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により、その無線 IP 接続契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

## 第 4 章 サービスの利用

(通信)

第 22 条 当社は、無線 IP 接続サービスにおいて、パケット交換方式による通信（以下「パケット通信」といいます。）及び別表（付加機能）に規定する付加機能に係るユーザ間情報通知による通信を提供します。

(通信利用の制限)

第 23 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（当社が別に定めるものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止又は制限する措置（特定の地域における通信を中止又は制限する措置を含みます。）を執ることがあります。

(付加機能の提供)

第 23 条の 2 当社は、契約者から請求があったときは、別表（付加機能）に規定する付加機能を提供します。

（修理又は復旧）

第 24 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失したときは、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

（利用中止）

第 25 条 当社は、次の場合には、無線 IP 接続サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第 23 条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により無線 IP 接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第 26 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、その無線 IP 接続サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 契約者に、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたとき。

(3) この約款（法令を含みます。）の規定に違反した場合であって、当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

2 当社は、前項の規定により無線 IP 接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

## 第 5 章 料金等

（料金）

第 27 条 無線 IP 接続サービスに係る料金は、料金表に規定する基本使用料、付加機能使用料及び設定変更料とし、基本使用料は次の料金を合算するものとします。

(1) 接続回線対応料金

(2) 契約者回線対応料金

(3) パケット接続変換装置対応料金

(4) 設備構成等を変更した場合の基本使用料の加算額

（基本使用料等の支払義務）

第 28 条 契約者は、料金表において別段の規定がある場合を除き、当社が無線 IP 接続サービスの提供を開始した日から起算して、その無線 IP 接続契約の解除があった日の前日までの期間について、料金表第 2（基本使用料）に規定する基本使用料及び第 2 の 2（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（固定料に限ります）の支払いを要します。

2 前項の期間において、無線 IP 接続サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、無線 IP 接続サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
-----	------------

<p>契約者の責めによらない理由によりその無線 IP 接続サービスを全く利用することができない状態（その無線 IP 接続契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線 IP 接続サービスについての料金</p>
--	---

（付加機能使用料の利用料の支払い義務）

第 28 条の 2 契約者は、料金表第 2 の 2（付加機能使用料）の規定に基づいて算定した付加機能使用料（利用料に限ります。）の支払いを要します。

2 契約者は、付加機能使用料（利用料に限ります。）について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第 2 の 2（付加機能使用料）の 1（適用）に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（ユニバーサルサービス制度に基づく負担に係る料金の支払義務）

第 28 条の 3 契約者は、料金表第 2 の 3（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス制度に基づく負担に係る料金（以下「ユニバーサルサービス料」といいます。）の支払いを要します。

2 当社は、事業法第 110 条第 2 項の規定に基づき総務省の認可を受けた負担金の額に基づいてユニバーサルサービス料の料金額を定めるものとします。

（設定変更料の支払義務）

第 29 条 契約者は、無線 IP 接続契約の申込み又はシステムデータ等の設定・変更等を要する請求（以下「請求等」といいます。）をし、その承諾を受けたときは、料金表第 3（設定変更料）に規定する料金の支払いを要します。

ただし、その処理の着手前にその請求等の取消しがあったときは、この限りではありません。

2 処理の着手後完了前にその請求等の取消しがあったときは、前項の規定にかかわらず、契約者は、その処理に関して取消しがあったときまでに行った処理の部分について、その処理に要した費用及び原状回復に要する費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（延滞利息）

第 30 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがないときには、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

## 第 6 章 損害賠償

（責任の制限）

第 31 条 当社は、無線 IP 接続サービスを提供すべき場合において、当社（その提供区間に係る料金を当社が当社の提供区間に係る料金と合わせて設定している協定事業者を含みます。）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その無線 IP 接続サービスが全く利用できない状態（その無線 IP 接続契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、無線 IP 接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線 IP 接続サービスに係る次の料金）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。



- (1) 基本使用料（契約者回線対応料金を除きます。）及び付加機能使用料（固定料に限ります。）
- (2) 付加機能使用料（利用料に限ります。）（無線 IP 接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金の額の算定に当たっては、第 28 条（基本使用料等の支払義務）第 2 項第 2 号の表に規定する料金の額の算定に準じて取り扱います。
- 4 第 1 項の場合において、当社の故意又は重大な過失により無線 IP 接続サービスの提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。
- 5 前 4 項の場合において、当社が賠償する金額の上限は、契約期間の残余の期間に対応する接続回線対応料金の相当する額とし、当社は、同金額を超えない範囲内において、契約者の損害を賠償します。

## 第 7 章 雑則

### （自営端末設備の接続）

第 32 条 当社は、契約者から自営端末設備（自営電気通信設備を含みます。以下同じとします。）の接続の請求があった場合において、接続しようとする自営端末設備が、自動的に探知した位置情報を自動的に送出する機能を有する自営端末設備であって、位置情報の送出の可否を任意に設定することができないもの（盗難・紛失時等の位置検索に使用され、位置情報の送出の可否を任意に設定する必要がないものを除きます。）であるときは、その請求を承諾しません。

### （契約者の切分責任）

第 33 条 契約者は、自営端末設備から無線 IP 接続サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

## 第 34 条 削除

### （承諾の限界）

第 35 条 当社は、契約者から設備構成等の変更その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあると認めるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があると認めるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした者に通知します。

### （秘密の保持）

第 36 条 当社は、無線 IP 接続契約解除後も含め、第 9 条（契約申込の方法）第 3 項又は第 17 条（設備構成等の協議）の規定に係る事項その他無線 IP 接続サービスを提供する業務に関連して知り得た一般に公表されていない契約者の情報を公表又は漏洩しないものとします。契約者は、契約者が知り得た当社の情報について同様に守秘していただきます。

### （管轄裁判所）

第 37 条 この約款に基づく無線 IP 接続契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって合意上の管轄裁判所とします。

## 料金表

### 第1 通 則

この料金表に係る料金について支払いを要する額は、この料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第2 基本使用料

#### 1 適用

- (1) 基本使用料（契約者回線対応料金を除きます。）は、暦月に従って計算します。この場合において、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。
  - ア 月の初日以外の日に、無線 IP 接続サービスの提供の開始若しくは無線 IP 接続契約の解除があったとき又は接続回線の変更等により基本使用料の額が増加若しくは減少したとき。
  - イ 第 28 条（基本使用料等の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
- (2) (1) の規定による基本使用料の日割りは、当該月に含まれる日数により行います。この場合、第 28 条（基本使用料等の支払義務）第 2 項第 2 号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- (3) 同一の契約者が指定した複数の接続回線に係る接続回線対応料金については、各接続回線に係る通信速度を合算のうえ、2（料金額）の（1）（接続回線対応料金）の規定を適用して料金額を算定します。
- (4) 契約者回線対応料金は、当該月において 1 回以上発呼信号を送出した契約者回線（第 14 条（契約者回線の共用）の規定により利用する他の無線 IP 接続契約に係る契約者回線を含みます。）に適用するものとし、その利用日数に関係なく 2（料金額）の（2）（契約者回線対応料金）に規定する額を支払っていただきます。  
ただし、契約者回線の提供のあった日の属する月については、その支払いを要しないものとします。
- (5) 4 以上のアクセス番号を使用する場合におけるパケット接続変換装置対応料金の基本額は、1 のアクセス番号を使用する場合の料金額と 2 又は 3 のアクセス番号を使用する場合の料金額を組み合わせてその額が最小となる額を適用します。
- (6) 料金区別は、契約者からの申出により変更することができます。
- (7) 前項により料金区別の変更を行う場合、変更の申出がなされた日の属する月の翌月 1 日より変更後の料金区別が適用されるものとします。

#### 2 料金額

##### （1） 接続回線対応料金

（1 契約ごとに月額）

料金区別	通信速度区分	料金額
プラン A	①1Mbps まで	1,400 千円
	②1Mbps を超えるもの	①の料金額に、1Mbps ごとに 1,400 千円を加えた額
プラン B	①6Mbps まで	8,400 千円
	②6Mbps を超え 7Mbps まで	①の料金額に 1,300 千円を加えた額
	③7Mbps を超え 8Mbps まで	②の料金額に 1,200 千円を加えた額
	④8Mbps を超え 9Mbps まで	③の料金額に 1,100 千円を加えた額
	⑤9Mbps を超えるもの	④の料金額に 9Mbps を超える 1Mbps までごとに 1,000 千円を加えた額

##### （2） 契約者回線対応料金

（1 契約者回線ごとに月額）

区分	料金額
----	-----

契約者回線対応料金	80 円
-----------	------

(3) パケット接続変換装置対応料金

区 分		単 位	料 金 額
基本額	1 のアクセス番号を利用する場合	月額	15,000 円
	2 又は 3 のアクセス番号を利用する場合	月額	30,000 円
加算額		接続回線に係る通信速度 1Mbps までごとに月額	10,000 円

(4) 設備構成等を変更した場合の基本使用料の加算額  
(1 契約ごとに月額)

区 分	料 金 額
加算額	当社が別に算定する額

第 2 の 2 付加機能使用料

1 適用

(1) 付加機能使用料（利用料に限ります。）について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、次のとおり取り扱います。

(ア) 過去 1 年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の料金額が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

(イ) (ア) 以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の料金額が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

(2) 第 2（基本使用料）の 1（適用）の(1)及び(2)の規定は、付加機能使用料（固定料に限ります。）について準用します。

2 料金額

区分	料金種別	単 位		料 金 額
		固定料	1 送信設備ごとに月額	
文字メッセージ 大量伝送機能	プラン A 利用料	伝 送 先 者 回 線 係 属 料	1 伝送先契約者回線ごとに月額	50 円
		送 達 結 果 通 知 係 属 料	1 送達結果通知ごとに	2 円
	プラン 固定料	固定料	1 送信設備ごとに月額	100,000 円

	B	利用料	1 送達結果通知ごとに	1.5 円
--	---	-----	-------------	-------

### 第2の3 ユニバーサルサービス料

#### 1 適用

ユニバーサルサービス料は毎月末日の契約者回線に係る電話番号に課金するものとし、その利用日数に関係なく2（料金額）に規定する額を支払っていただきます。

#### 2 料金額

(1 電話番号ごとに月額)

区 分	料 金 額
ユニバーサルサービス料	2 円 (税抜)

### 第3 設定変更料

#### 1 適用

当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、システムデータ等の設定・変更処理の態様等を勘案して設定変更料の適用を除外し、又はその額を減額若しくは増額して適用することがあります。

#### 2 料金額

区分		単位	料 金 額
契約者回線データ設定手数料		1 契約者回線ごとに	1,500 円
データ 設定手 数料	ア パケット接続変 換装置に係るもの	1 アクセス番号につき 1 の工事ごとに	5,000 円
	イ ア以外のもの	1 の工事ごとに	5,000 円

[注] 契約者回線データ設定手数料は、追加(提供開始に伴い設定する場合を含みます。)、廃止又は継続利用等について適用します。

別表 付加機能

種類	区分	提供条件
文字メッセージ大量伝送機能	<p>契約者の文字メッセージ送信設備（以下「送信設備」といいます。）からインターネットを経由して当社の文字メッセージ大量伝送装置に着信した文字メッセージを、その文字メッセージにおいて指定された電話番号の契約者回線にユーザ間情報通知により伝送する機能をいいます。</p>	<p>(1) 契約者は、文字メッセージ大量伝送機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、送信設備を指定のうえ、当社所定の書面により請求していただきます。</p> <p>(2) 契約者は、本機能の利用に先立って料金種別のいずれかを選択していただきます。</p> <p>(3) 文字メッセージは、当社が別に定める時間内に伝送するものとし、その時間内に伝送できないときは、その文字メッセージを消去します。</p> <p>(4) 当社は、発信者に対し文字メッセージの送達結果を通知します。ただし、文字メッセージ大量伝送装置の故障等により文字メッセージを送達できないときは、この限りではありません。</p> <p>(5) 当社は、本機能利用時に生じた文字メッセージ又は送達結果通知情報の消失又は破損に起因する損害については、責任を負いません。</p> <p>(6) 同一発信者が同時に多量の文字メッセージを発信する場合その他本機能の利用に係る通信が著しくふくそうする場合については、当社は、本機能の利用を規制する措置を執ることがあります。</p> <p>(7) (6)の場合のほか、当社は、業務遂行上やむをえない理由があるときは、本機能の利用を中止することがあります。</p> <p>(8) タイプAの利用料のうち伝送先契約者回線に係るものについては、伝送先契約者回線の月間累計数が300までの部分については適用しません。</p> <p>(9) 契約者は伝送先電話番号として当社の一般ウィルコム通信サービス契約約款に規定する一般ウィルコム通信又はテレメタリングの契約者回線に係る電話番号を指定することができます。</p> <p>(10) 送信設備と文字メッセージ大量伝送装置との接続条件、1の文字メッセージの長さ、1の文字メッセージについて指定できる電話番号の数その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>

附 則（平成 22 年 11 月 1 日）  
（実施時期）

1 平成 22 年 11 月 1 日  
（その他）

2 平成 22 年 11 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に、無線 IP 接続サービスの提供の開始（契約期間の満了に伴う契約の更新は含みません。）、又は、料金区別の変更が行われた場合、約款第 11 条第 1 項に規定する満了日については、同項の定めにかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日と読み替えて適用するものとします。